

役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人ともいき福祉会（以下「本法人」という）の役員等の報酬及び費用に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 この基準において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の種類及び額)

第3条 本法人の役員のうち、理事長に対して理事報酬を支給する。

- 2 理事報酬は、月次報酬及び賞与とする。
- 3 月次報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 賞与の額は、月次報酬の額に、職員の給与規程で定める一般職員に支給する賞与の支給割合に準ずる割合を乗じて得た額を超えない範囲で、職員への支給状況等を勘案して、理事長が定める。

(費用弁償)

第4条 役員等（理事報酬及び職員給与を得ている者を除く）が、理事会、評議員会または理事長の命令により他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、別表2に定めるとおりとする。

(退職慰労金)

第5条 理事長が退職（死亡した場合を含む。以下同じ）した場合、別表3の「退職慰労金算出表」に基づき退職慰労金を支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(支給日)

第6条 理事報酬の支給方法及び支給日は、本法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(公表)

第7条 本法人は、この基準をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この基準の改正については、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成29年6月5日から施行する。
- 2 役員報酬及び費用弁償支給規程（平成22年12月21日施行）は廃止する。

別表 1

区 分	月次報酬の額
理事長	100,000円

別表 2

区 分	費用弁償の額
理事会・評議員会	1回につき 5,000円
その他	業務内容、交通費の実費等を勘案して、 その都度、理事長が定める。

別表 3 「退職慰労金算出表」

3 年未満	月次報酬 × 勤続年数 × 70/100
7 年未満	月次報酬 × 勤続年数 × 80/100
10 年未満	月次報酬 × 勤続年数 × 90/100
10 年以上	月次報酬 × 勤続年数 × 100/100